

令和6年度北栄町関係人口創出業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称
北栄町関係人口創出業務委託
- 2 委託業務の場所
鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1 ほか
- 3 履行期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- 4 業務内容
 - (1) ITエンジニア等のデジタル人材との関係人口創出につながる情報発信基盤の整備及び運営
 - ・ITエンジニアに特化し、北栄町ならではのコンテンツを活用したワーケーションツアーの企画と実施、及びその活動記録等を使用した関係人口創出のプロモーション
 - ・情報告知、申込機能を有した情報連携システムの構築
 - (2) 関係人口増加策の提案
- 5 業務内容に関する条件
 - (1) ツアーに関する業務
 - ・受託者はツアーの企画・予約・調整ならびにモニターの募集・選定・アテンド等、必要な一切の業務を行うものとする。
 - ・ツアー参加者はITエンジニアに限り、地域外から5名以上参加させること。
 - (2) 関係人口増加策の提案
受託者は北栄町の魅力及びふるさと納税の情報等、関係人口増加策を提案すること。
- 6 プロモーションに必要な機器および派遣費用等
プロモーションに必要なとなる一切の機器等は受託者が手配するものとし、その経費および受託者の派遣するスタッフ等にかかる一切の経費は委託料に含まれているものとする。
ただし、受託者の派遣するスタッフ及びツアー参加者等に係る一切の飲食費については対象経費外とし、委託者はこれを負担しない。
- 7 業務の完了報告・検査
事業完了後、速やかに事業報告書類を提出し、町の検査を受けること。
 - ①令和6年度北栄町関係人口創出業務委託実績報告書
印刷物1部及び電子データ（PDF）
 - ②その他必要と認められた資料

8 再委託

受託者は必要に応じ、受託業務の一部を再委託することができる。ただし、この場合は事前に町の承諾を得ることとする。また、受託業務の全てを一括して再委託することはできないものとする。

9 業務の履行に関する措置

町は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に町に書面で通知しなければならない。

10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、信太適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 その他

この仕様書ならびに契約約款に定めのない事項および疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。